

# 令和6年山形村議会第1回定例会

## 議事日程（第1号）

令和6年3月4日（月曜日）午後 1時30分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和6年3月4日

(11日間)

至 令和6年3月14日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 施政方針演説

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7号 同意第1号

日程第 8 諮問第 1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 議案第 2号

日程第 10 議案第 3号

日程第 11 議案第 4号

日程第 12 議案第 5号

日程第 13 議案第 6号

日程第 14 議案第 7号

日程第 15 議案第 8号

日程第 16 議案第 9号

日程第 17 議案第 10号

日程第 18 議案第 11号

日程第 19 議案第 12号

日程第 2 0 議案第 1 3 号  
日程第 2 1 議案第 1 4 号  
日程第 2 2 議案第 1 5 号  
日程第 2 3 議案第 1 6 号  
日程第 2 4 議案第 1 7 号  
日程第 2 5 議案第 1 8 号  
日程第 2 6 議案第 1 9 号  
日程第 2 7 議案第 2 0 号  
日程第 2 8 議案第 2 1 号  
日程第 2 9 議案第 2 2 号  
日程第 3 0 議案第 2 3 号  
日程第 3 1 議案第 2 4 号  
日程第 3 2 議案第 2 5 号  
日程第 3 3 議案第 2 6 号  
日程第 3 4 議案の委員会付託

---

出席議員（11名）

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 小 出 敏 裕 君   | 2 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 3 番 百 瀬 昇 一 君   | 5 番 小 林 幸 司 君   |
| 6 番 福 澤 倫 治 君   | 7 番 春 日 仁 君     |
| 8 番 大 月 民 夫 君   | 9 番 三 澤 一 男 君   |
| 1 0 番 上 條 倫 司 君 | 1 1 番 大 池 俊 子 君 |
| 1 2 番 新 居 禎 三 君 |                 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 村 長 本庄利昭 君   | 副 村 長 赤羽孝之 君          |
| 教 育 長 根橋範男 君 | 総務課長兼<br>会計管理者 篠原雅彦 君 |

企 画 振 興  
課 長 堤 岳 志 君

税 務 課 長 中 村 貞 寿 君

住 民 課 長 中 川 俊 彦 君

保 健 福 祉  
課 長 古 畑 佐 登 志 君

子 育 て  
支 援 課 長 中 原 美 幸 君

産 業 振 興  
課 長 村 田 鋭 太 君

建 設 水 道  
課 長 宮 澤 寛 徳 君

教 育 次 長 藤 沢 洋 史 君

総 務 課  
財 政 係 長 丸 山 晃 弘 君

---

事務局職員出席者

事務局長 上 條 憲 治 君

書 記 上 條 美 季 君

---

◎開会宣告

○議長（大月民夫君） これより、令和6年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影または録音などをする場合には事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

---

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（大月民夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、春日仁議員、9番、三澤一男議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（大月民夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月26日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を、本日から3月14日までの11日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

---

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（大月民夫君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春の訪れは一進一退の今日この頃でございますが、本日、令和6年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年度5月、4年目を迎えましたコロナ感染症でございますが、2類から5類へ移行されました。このことから夏祭りや文化祭など4年ぶりに再開され、村民の皆さんの元気な笑顔に村だからこそその一体感と活力を感じることができました。

8月の議会の全員協議会において、時報のサイレンの見直しについての報告をいたしましたところ、村内外から多くの意見をいただきました。

12月の定例会で報告いたしましたが、サイレンの吹鳴時間を36秒から24秒に短縮し、引き続き継続することといたしました。

10月19日、山形保育園で発生いたしました事故につきましては、重大事故検証委員会において、11月21日の初会議以降、計4回、事故発生の経過・原因、また事故の再発防止について検証が行われてきました。

当委員会からは、今月中旬に検証の内容についての報告をいただき、この提言に沿って、今後の事故防止対策など、適切に対応してまいりたいと考えております。

昨年11月、山形村の洞遺跡から、7,000年前の縄文時代早期末の集落跡が確認され、この遺跡から出土しました管玉2点は、県内でも最古級と見られる貴重な文化財であります。これらの文化財は大切に保管し、また活用をしてみたいと思っております。

数年来の懸案事項であります地域コミュニティの課題につきましては、本年度も重要課題として、区長会などでその都度、検討を重ねてまいりましたが、有効な解決策が見出せないのが現状であります。

12月定例会以降の工事の発注状況・備品の発注状況などにつきましては、お手元に配付させていただいた資料を御覧いただきたいと思います。

本日の定例会に提案申し上げます議案は、人事案件が2件、村道の路線認定が1件、条例の一部改正が10件、補正予算が7件、新年度予算7件の、計27件でございます。

それぞれご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます、招集のあいさつといたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大月民夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

---

#### ◎施政方針演説

○議長（大月民夫君） 日程第5、施政方針演説を行います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 施政方針。

初めに、本年1月1日、最大震度7を記録する令和6年能登半島地震の発生は、北陸地方を中心に大きな被害をもたらし、特に石川県ではお亡くなりになられた方や負傷者が多数出たほか、建物の倒壊や津波による被害、さらには火災の発生など、広範囲に甚大な被害をもたらしました。このたびの地震により亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

当村においても、被災者の皆様に対する義援金の受付を開始し、近隣の市村とともに、被災地への職員派遣を行っております。今後においても長野県町村会等と連携を図りながら、被災地の復旧復興を支援してまいります。

さて、全国的に少子高齢化が急速に進んでおりますが、昨年の国内の出生数は前年より4万人以上少ない72万6,000人となり、過去最低を更新すると予測されております。

長野県の人口も2月1日現在で、50年ぶりに200万人を下回りました。婚姻数については2000年の1万3,405組から2023年は49%減の6,886組に減少し、人口減少の要因と見られております。

最近の社会情勢を見ますと、コロナ禍による地域経済の停滞やロシアのウクライナ侵攻を端発にした物価の高騰の波は我々の日々の生活を直撃し、加えて中東情勢の緊迫化によって深刻度はさらに増しており、以前として不安定な情勢にあります。

さらには、昨年は記録的な猛暑が続き、当村でも長芋などの農産物の生育に大きな影響がありました。我々の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行し、これまでの制限が緩和され、ようやくコロナ前の生活や地域活動の復活への期待感も感じるところであります。

このような情勢を踏まえながら、デジタル化や脱炭素社会の時代の変化も視野に入れながら、村民の皆さんの安全安心の取組、子育て支援や高齢者福祉の充実、地域の課題への対応など、未来に向けての村づくりを進めてまいります。

## 2、2つの重要戦略。

人口減対策。当村の人口は、この数年、年間約50人のペースで減少しております。昨年は民間の宅地開発などもあり、前年比で10人減であり、減少幅がやや改善しております。本年度も引き続き、人口減対策は村政の最重要施策として取り組んでまいります。

令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、「こども計画」を策定し、子育て支援を体系的に進めてまいります。第三の居場所事業（B&G財団補助事業）の充実に努めてまいります。

通学路の歩道、村道1級4号線の（株）オーイケ前に設置をします。また、県道新田松本線の山形消防署から松本市境までの歩道設置の用地取得を行います。

空き家対策に、地域おこし協力隊員を配置し、空き家・空き地の有効活用に取り組みます。令和5年度はバンク登録家屋6件のうち売買が2件、賃貸が2件、成約をしております。

土地利用計画を見直し、地域未来投資促進法により、官民連携で企業誘致「山形村南野尻産業団地開発事業」を行います。

行財政改革。全国的に頻発する自然災害、感染症の拡大や、社会のデジタル化、オンライン化が加速するなど、社会の情勢は大きく変化しております。当村においても、少子高齢化に伴う人口減少への対応、公共施設の老朽化や社会保障の増大など、財政

状況は今後厳しさを増してまいります。

限られた行財政資源、財源、人材資産を最大限に活用し、健全財政の維持と将来の村づくりへの投資の2つのバランスを見極めながら、引き続き、行財政改革を推進してまいります。

行政の執行にあたっては職員間で課題を共有するとともに、PDCAサイクルを回すことで事務事業の効率化を図ってまいります。各課においてはワークアウトなどの手法で、事務事業の見直しや組織機構改革に取り組んでまいります。

村税や上下水道料等の公共料金のコンビニ収納など、引き続き、行政事務のデジタル化に取り組みます。

村有財産。公の施設、普通財産村有地などの再点検を行い、財産の処分も含め、有効な活用方法について検討を行います。

### 3、主な施策。

地域コミュニティの課題を整理し、住みよい地域の在り方を研究し、時代に合った住みよい地域社会を創造します。

複合施設については、予算規模、財源、施設の運営体制などの課題を具体的に整理しながら進めてまいります。

土地改良事業の畑灌施設の更新や、風食防止対策、農業後継者の育成などの農業振興に努めてまいります。

開村150年を祝う記念式典やコンサート、講演会などを関係団体等と連携しながら企画し、実施します。村民の皆さんの価値観が多様化する現状を踏まえ、新たに村づくりを進めるにあたり、村づくり基本条例の策定に着手いたします。村民、議会、行政などのそれぞれの役割を明記。

結びに、当山形村は埋蔵文化財の宝庫と言われておりますが、昨年11月、上大池の洞遺跡から7,000年前の縄文時代早期の集落跡が確認され、この遺跡から出土した管玉2点は県内でも最古級と見られる貴重な文化財であります。これらの文化財は、大切に保存し、村の貴重な資源として、活用してまいりたいと思います。

本年、山形村は開村150年を迎えます。山形村は明治7年10月22日、大池村、小坂村、竹田村の3村が合併により誕生し、山のほうの三か村「山方三か村」と呼ばれたことに由来するようであります。

150年を機に、歴史に学び、これからの村づくりに思いをはせる年にしたいと思います。



村民の皆さんの価値観も多様化しておりますが、それぞれの違いを認め合い、多様性を新たな力に変え、住みがいのある村づくりを協働で進めてまいります。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（大月民夫君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日まで提出されました請願・陳情は、お手元に配付いたしました陳情1件であります。この陳情につきましては、山形村議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の「請願・陳情付託表」のとおり、所管の福祉文教常任委員会に付託し、審査を願うことにいたします。

---

◎同意第1号・諮問第1号

○議長（大月民夫君） 日程第7、承認第1号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、及び日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、人事に関する議案でありますので、一括議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第1号と諮問第1号はまとめてご説明申し上げます。

初めに、同意第1号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価に対する不服を審議決定するため、市町村に設置するものと地方税法に規定されており、山形村税条例第78条により定数を3と定めております。

この3人のうち、中大池区の中大池中村連絡班の平沢隆一氏につきましては、令和6年4月19日をもって3年間の任期満了となりますが、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、平沢

隆一氏に再び委ねることが適当と考え、選任したいと思いますので、ご同意をお願いいたします。

次に諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、人権擁護委員であります山中秀樹委員が、本年6月30日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては引き続き、山中秀樹氏を再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を求めるものであります。

同氏におかれましては、令和3年7月1日から人権擁護委員として活動され、人格識見が高く、人権擁護について理解があり、適任と考えられますので、よろしくご審議の上、ご意見をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第1号及び諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号及び諮問第1号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 1時49分）

---

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 1時54分）

---

○議長（大月民夫君） それでは、先ほど議題としました日程第7、同意第1号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、

質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) 異議なしと認めます。

討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第8、諮問第1号についてお諮りいたします。

本案件も既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認めます。

討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論もないようですので、討論を終結いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、諮問第1号につきましては原案のとおり答申することにいたします。

---

#### ◎議案第2号

○議長(大月民夫君) 続きまして日程第9、議案第2号「山形村道路線の認定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第2号「山形村道路線の認定について」の提案説明を申し上げます。

本案は、宅地造成により寄附を受けました道路1路線を村道とするために、道路法第8条第2項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第3号

○議長（大月民夫君） 日程第10、議案第3号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第3号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

本年秋に健康保険証が原則として廃止され、マイナンバーカードと一体化されることが決定しております。

本村の福祉医療制度の受給者要件である「医療保険各法の被保険者または被扶養者であること」について、秋以降はマイナンバー情報連携端末を使って健康保険情報を確認するようになることから、これらを「利用する特定個人情報」として条例に規定するために所要の改正を行うものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

---

◎議案第4号・議案第5号

○議長（大月民夫君） 次に、日程第11、議案第4号、及び日程第12、議案第5号について、一括して議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第4号と議案第5号は、まとめてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、現在、係長と主査の職の級が同じ3級となっておりますが、指導する職務である係長と指導される立場の主査とは職務の責任の重さが違うため、違いを明白にする意味でも、係長の職務を4級に上げるという内容でございます。

次に、議案第5号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、令和6年度から地方自治法の改正によりパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて総務省の通知により、フルタイム会計年度任用職員に対しても適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されたため、対象となる職員に勤勉手当を支給する内容となっております。

ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第4号及び議案第5号について、一括して質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

小出議員。

○1番（小出敏裕君） 議案第5号のほうなのですが、先ほどの説明の中で、フルタイムのことが述べられました。そうするとパートの会計年度任用職員の分はこれに乗ってこないという解釈でございますか。

○議長（大月民夫君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 対象とさせていただくのが月額給の会計年度任用職員ということで、6年度からは勤勉手当を支給させていただくという予定です。

○議長（大月民夫君） 小出議員。

○1番（小出敏裕君） 月額給になってくると、これはパートのほうも当然そこに入ってくる、報酬のほかに期末手当並びに勤勉手当がつくという解釈でよろしいわけですよ。

○議長（大月民夫君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 月額給の方が対象ということですから、時間給の方については対象にならないということになります。

○議長（大月民夫君） 小出議員。

○1番（小出敏裕君） 私の認識が違うのかもしれないのですが、フルタイムの任用職員の方と、パートタイムの任用職員は完全に分かれているわけですよ。そうするとそこに対する時間給というのは当然出てくるわけで、勤務時間がフルタイムであれば私の記憶だと38時間45分という形だと思うのですが、パートの人たちはそれ未満の方がその対象になってくる。例えばどこから上の勤務時間の人たちが対象となってくるのかというのを教えていただければと思います。

○議長（大月民夫君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） フルタイムというのは8時半から5時15分までの方になります。パートタイムになりますと、今、勤務の形態がいろいろな状況ではあるのですが、そこで月額給としてお支払いさせていただいている方と、時給幾らという方が出てくるのです。時間給でお支払いしている方については、そういった勤勉手当については対象にならず、月額給で支給している皆さんについては勤勉手当の対象になってくるというわけです。

○議長（大月民夫君） 小出議員。

○1番（小出敏裕君） そうすると、実際にこの新旧対照表を見ていったときに、パートタイムの職員に関しては期末手当と勤勉手当がつくというのが1つ書いてあって、その下をずっと読んでいくと非常に複雑なのですけれども、月額それから日額、時間と分かれていくわけです。そこに行って初めて分かるので、どこかで分かるものをつくっていただければと思うのですが、恐らくこれは政府というか国でもってこういう形にするというひな形があって、それに基づいたものだと理解しているのですけれども、分かりづらかったもので、変なことを聞いてしまってすみません。

○議長（大月民夫君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

#### ◎議案第6号

○議長（大月民夫君） 日程第13、議案第6号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第6号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」により、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について改定されました。

これに伴い、山形村消防団員等公務災害補償条例で規定する非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額に関する規定を定めるものでございます。

これにより、山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第6号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

---

◎議案第7号

○議長（大月民夫君） 日程第14、議案第7号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第7号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

第9期介護保険事業計画が4月から始まります。計画期間の令和6年度から令和8年度までの3年間における被保険者数や介護サービス給付費等を推計し、介護保険料の月額基準額を5,700円から5,000円に改正し、保険料段階を国の基準に合わせて9段階から13段階に改正するものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第7号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第8号～議案第11号

○議長（大月民夫君） 日程第15、議案第8号から、日程第18、議案第11号まで



を一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第8号から議案第11号までは関連がありますので、まとめて説明申し上げます。

議案第8号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の4議案につきましては、いずれも介護サービス事業に係る国の基準省令の改正に伴い、事務手続の見直しや、新興感染症発生時における医療機関との連携体制の整備等の所要の改正を行うものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○保健福祉課長(古畑佐登志君) ありません。

○議長(大月民夫君) それでは、議案第8号から議案第11号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第12号

○議長(大月民夫君) 日程第19、議案第12号「山形村保健福祉センター施設の設

置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第12号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

保健福祉センター「いちいの里」の入浴料についてであります。燃料費の高騰等に対応するため、大人の入浴料金を350円から400円に改正するものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○保健福祉課長(古畑佐登志君) ありません。

○議長(大月民夫君) それでは、質疑のある議員の発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第13号～議案第19号

○議長(大月民夫君) 日程第20、議案第13号から日程第26、議案第19号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第13号から議案第19号までの令和5年度補正予算7件について提案説明を申し上げます。

まず、議案第13号「令和5年度山形村一般会計補正予算(第10号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第10号の第1条「歳入歳出予算の補正」は、歳入、歳出に1,954万8,000円を追加し、補正後の予算規模を41億7,614万1,000円とするものです。

主な歳入予算では、村税に4,457万9,000円、地方消費税交付金に1,683万円、地方交付税に6,687万4,000円を追加する一方、国庫支出金で1,469万5,000円、県支出金で693

万6,000円、繰入金で9,930万円減額をするなど、所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事務事業の確定等に伴い、各款で減額しているところがございますが、諸支出金で1億3,442万6,000円を追加計上した一方、総務費で2,873万5,000円、民生費で3,893万9,000円、農林水産業費で1,324万8,000円、土木費で1,461万7,000円を減額いたしました。

第2条の地方債の補正では「緊急防災・減災事業債」「公共事業等債」「緊急自然災害防止対策事業債」で対象事業費の確定に伴い、限度額を変更しております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に議案第14号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ4,868万3,000円を追加し、総額を11億1,436万円とするものです。

歳入の主なものでは、歳出側で見込んだ保険給付費の増額などに合わせて県補助金を1,720万7,000円追加したほか、保険基盤安定の金額確定、今後の国保財政安定運営を目的とした財源補てん等、複数の増減要素を差し引き、他会計繰入金に3,035万円を追加計上いたしました。

歳出では、申しあげました保険給付費の追加のほか、各種保健事業が完了したことを受けて事業費を160万3,000円減額いたしました。また、一般会計から繰り入れた財源補てん分を支払い準備基金に積み立てるため、積立金3,200万円を計上いたしました。今年度国保の特別会計に投入する一般財源は、12月補正で計上いたしました4,000万円と合わせて総額7,200万円となります。

次に、議案第15号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれに412万2,000円を計上し、総額を1億55万4,000円とするものです。

歳入から申し上げます。保険料は普通徴収、特別徴収合わせて320万円を追加いたしました。また、昨年4月から5月に収入となった前年度分の保険料などを繰越金として91万2,000円を計上しております。

歳出は、歳入増額に伴い、県広域連合納付金412万2,000円を追加しました。

次に、議案第16号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第5号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第5号は、歳入歳出を3,168万1,000円減額し、総額を7億2,045万2,000円とするものです。

歳入では、保険料を1,910万8,000円増額し、国庫支出金を898万4,000円、支払基金交付金を2,213万4,000円、県支出金を407万2,000円、繰入金を1,739万2,000円減額しております。

歳出では、総務費を40万1,000円、地域支援事業費を22万7,000円増額し、保険給付費を3,230万9,000円減額するものであります。

次に議案第17号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算第4号は、収益的支出において、営業費用の職員手当等の不用額で9,000円を減額し、修繕費・固定資産除却費の不足額等に214万円を増額するものです。

次に議案第18号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道事業会計補正予算第4号は、収益的支出において、営業費用の委託料の不用額を9万円減額する一方、営業外費用の消費税を9万円増額するものでございます。

資本的支出では、給水設備費の工事請負費で2万8,000円を減額するものでございます。

次に議案第19号「令和5年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算第1号は、収益的支出において、営業費用の処理場費でOD槽内洗浄業務委託料を28万円、総係費で納入通知書の印刷製本費を20万円それぞれ増額するものでございます。

資本的収入では、浄化センターの曝気装置の更新工事の繰越しに伴い、企業債と国庫補助金をそれぞれ5,380万円と7,654万2,000円を減額する一方、基金条例廃止により基金取崩収入として2億464万4,000円を計上いたしました。

資本的支出では、処理場の建設改良費で、OD槽耐震化工事の委託料に13万7,000円、工事請負費に232万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、議案第13号から議案第19号までの令和5年度の補正予算7件について、提案説明を申し上げます。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

初めに議案第13号、一般会計補正予算につきまして詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） よろしくお願いいいたします。一般会計補正予算第10号、補正予算書に基づいて、若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正、地方債の補正を行うものという内容でございます。

まず、歳入歳出予算の補正であります。

補正予算書、歳入の2ページから4ページを御覧いただきたいと思えます。

主要なもののみ申し上げますが、1款の村税であります。村民税について2,880万円。固定資産税について1,270万円の増額。4税トータルで4,457万9,000円追加させていただくものであります。

7款の地方消費税交付金では1,683万円、10款の地方交付税は6,687万4,000円追加させていただく内容になります。

一方、14款の国庫支出金が1,469万5,000円、15款の県支出金は693万6,000円、18款の繰入金については9,930万円を減額するという内容で計上させていただいております。

歳出につきましては5ページ、6ページを御覧いただきたいと思えます。

歳出予算につきましては、事業の確定等に伴いまして、各款減額しているところがありますが、13款の諸支出金、内容は、公共施設整備基金、減債基金への追加などで1億3,442万6,000円を追加計上ということとさせていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思えます。地方債の補正になります。

3件の起債について補正を行うものということで、「緊急防災・減災事業債」につきましては、140万円の限度額について減額するという内容。「公共事業等債」については190万円の増額。「緊急自然災害防止対策事業債」については620万円の減額ということで、それぞれ限度額の変更をさせていただいております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（大月民夫君） 次に、議案第14号、国民健康保険特別会計補正予算につきまして詳細説明はございますか。

- 住民課長（中川俊彦君） ありません。
- 議長（大月民夫君） 続きまして、議案第15号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして詳細説明はありますか。
- 住民課長（中川俊彦君） ありません。
- 議長（大月民夫君） 次に、議案第16号、介護保険特別会計補正予算につきまして詳細説明はございますか。
- 保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（大月民夫君） 議案第17号、水道事業会計補正予算につきまして詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。
- 議長（大月民夫君） 議案第18号、清水高原簡易水道事業会計につきましての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。
- 議長（大月民夫君） 議案第19号、下水道事業会計補正予算につきまして詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。
- 議長（大月民夫君） それでは、議案第13号から議案第19号までについて、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は後ほど行うようにいたします。
- それでは、質問のある議員の発言を求めます。
- （発言する者なし）
- 議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
- 

◎議案第20号～議案26号

- 議長（大月民夫君） 日程第27、議案第20号から日程第33、議案第26号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。
- 本庄村長。
- （村長 本庄利昭君 登壇）
- 村長（本庄利昭君） 議案第20号から議案第26号までの令和6年度山形村一般会計1会計、特別会計3会計、公営企業会計3会計の計7会計に係る当初予算について、

提案説明を申し上げます。

議案第20号「令和6年度山形村一般会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和6年度の一般会計当初予算は、前年度比8.6%増の40億8,330万円となっております。

令和6年度は、第6次山形村総合計画2年目の年であります。総合計画の施策目標を達成するため、実効性が高まるような予算となるよう全課を挙げて取り組んでまいりました。

歳入の主なものにつきましては、村税で10億1,310万3,000円、地方交付税で14億6,510万円、国庫支出金で3億7,491万5,000円、県支出金で2億5,443万3,000円、諸収入で1億2,712万9,000円、村債で1億1,560万円となっております。

歳出の主なものとしましては、総務費で7億4,676万8,000円、民生費で12億8,187万1,000円、衛生費で4億2,319万円、土木費で4億3,079万2,000円、教育費で4億2,666万5,000円であります。

第2条の「債務負担行為」につきましては、LED照明・空調設備借上料及び照明機器借上料について、期間及び限度額を定めるものであります。

第3条の「地方債」は、脱炭素化推進事業債、公共事業等債、緊急自然災害防止事業債、臨時財政対策債について限度額等を定めるものであります。

第4条から第5条までは、「一時借入金」及び「歳出予算の流用」の事項に関して、地方自治法のそれぞれの規定により、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第21号「令和6年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

新年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較して1.5%、およそ1,600万円減の10億3,368万1,000円としております。

歳入から申し上げますと、国民健康保険税は、6年度に実施する税率改正や被保険者数の減少などといった幾つかの増減要素を勘案し、前年度より772万8,000円増額して2億3,981万1,000円を計上しております。

県支出金では、予算編成時の医療給付費の動きを見ながら、普通交付金、特別調整交付金ともに減額し、前年比マイナス2,190万5,000円としました。

繰入金では、税率改正の影響から基盤安定分を710万円増額する一方、支払準備基金からの繰入れを口開けのみとしたため、トータルでは前年比189万9,000円の減と

なっております。

次に歳出についてですが、保険給付費は全体で前年より微増の7億3,913万8,000円、県の国保会計の負担金となる事業費納付金は、昨年末の仮算定の金額を参考に2億7,966万円を計上しました。また、保健事業に関しましては、交付金の対象外となった事業を削減したことにより、全体で37.5%減の1,005万9,000円となっております。

次に、議案第22号「令和6年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出で前年度比478万円増の9,006万円となっております。

歳入は保険料収入と基盤安定繰入金、歳出は県の広域連合への負担金で構成される予算であります。高齢化社会の進展で被保険者が年々増加しており、予算規模が拡大傾向にあります。

次に、議案第23号「令和6年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較して5.4%減の総額6億5,262万6,000円であります。令和6年度は、第9期介護保険事業計画の1年目の年であります。

主な内容は、歳入では、介護保険料1億4,424万6,000円、国庫支出金1億2,668万8,000円、支払基金交付金1億6,625万7,000円、県支出金9,530万9,000円、繰入金1億1,544万円。

歳出では、総務費1,035万5,000円、保険給付費6億104万3,000円、地域支援事業費3,658万7,000円、介護サービス事業費457万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第24号「令和6年度山形村水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の水道事業収益に2億2,538万2,000円を見込み、支出では、水道事業費に1億7,384万7,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に745万8,000円を見込み、支出では資本的支出に1億1,526万2,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億780万4,000円につきましては、消費税収支調整額と過年度及び当年度分損益勘定留保資金、過年度未処分利益剰



余金処分額で補てんをするものでございます。

次に、議案第25号「令和6年度山形村清水高原簡易水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の水道事業収益に2,088万円を見込み、支出では、水道事業費用に1,379万6,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に573万6,000円を見込み、支出では資本的支出に1,282万円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額708万4,000円につきましては、消費税収支調整額と当年度分損益勘定留保資金、過年度及び当年度未処分利益剰余金で補てんするものでございます。

次に、議案第26号「令和6年度山形村下水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の下水道事業収益に4億1,164万3,000円を見込み、支出では、下水道事業費用に3億6,850万5,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に2億9,695万1,000円を見込み、支出では資本的支出に2億5,717万9,000円を計上しております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

初めに、議案第20号、一般会計予算につきまして詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） よろしくお願いたします。令和6年度一般会計予算の補足をさせていただきたいと思っております。予算書に基づいて説明させていただきます。

まず、予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

令和6年度の一般会計予算は「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」「歳出予算の流用」という内容になってございます。

まず「歳入歳出予算」であります。金額につきましては、先ほどお話ありましたとおり総額で40億8,330万円ということで、前年度比で8.6%の増ということになっております。

歳入歳出予算の歳入の関係ですけれども、2ページから4ページを御覧いただきたいと思います。

歳入予算の中で大きな割合を占めるものにつきましては、10 款の地方交付税であります。14億6,510万円でありまして、歳入全体の35.9%を占めており、前年度比で4.5%の増となっております。

続きまして大きな割合を占めるのが1 款の村税であります。全体の24.8%で、前年度比2.4%減の10億1,310万3,000円であります。

その他、2 款の地方譲与税で前年度と同額の5,000万円、7 款、地方消費税交付金は前年度より300万円増の1 億9,800万円。また、14 款の国庫支出金と15 款の県支出金合計で6 億2,934万8,000円という状況となっております。

18 款の繰入金であります。こちらの金額がかなり前年度から増えている状況であるのですけれども、2 億9,121万7,000円ということで、主に基金からの繰入れが大幅増という状況となっております。

続きまして、歳出につきましては、5 ページから7 ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらにも増減の大きなものということで、まず2 款の総務費であります。15.7%増の7 億4,676万8,000円。3 款の民生費が1.1%増の12億8,187万1,000円、6 款の農林水産業費であります。16.2%増の2 億325万3,000円、8 款の土木費であります。12.7%増の4 億3,079万2,000円ということになっております。

8 ページにつきましては「債務負担行為」の限度額について2 件定めてございまして、9 ページ「地方債」につきましては4 つの項目について限度額をそれぞれ定めているという内容であります。

新年度予算につきましては、あした、あさって、各課からの詳細説明があるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 続きまして、議案第21号、国民健康保険特別会計予算につきまして詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） お願いいたします。それでは予算書の155 ページを御覧ください。事項別明細書になります。

歳入ですが、国民健康保険税税率改正により、算定税額が増加いたします。これまでもいろいろなところで説明してまいりましたけれども、本村は所得階層による軽減世帯も大変多いということで、算定された税額に軽減がかかり、国保税として収入す

る金額の増分というのはこのくらいかなと見込みました。

一方で、9 款の繰入金であります。全体としては前年より減額になっています。これは 159 ページの最下段のところに、支払準備基金繰入金がございますが、新年度はこの基金からの繰入金を口開け分だけとしております。

その 1 つ上、他会計繰入金では税の軽減分が公費で措置される基盤安定分を前年と比べて 700 万円ほど増額ということで見込んでおります。

次に歳出ですが、156 ページです。

申しあげました保健事業費と事業費納付金の減額により前年度を 1,600 万円ほど下回る規模となっております。財政運営に大きな影響を与える事業費納付金でありますけれども、これは本年度途中での仮計算ということで通知された金額を計上しているため、前年より 1,800 万円ほど少なくなっておりますけれども、これも説明してまいりましたけれども、算定に用いられる基礎数値の水準が結果的には常に高くなりがちな本村ではあまり大きな減少というのは見込まないという基本的な推計もしているところでございます。

以上です。

○議長（大月民夫君） 次に、議案第 22 号、後期高齢者医療特別会計予算につきまして詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（大月民夫君） 続きまして、議案第 23 号、介護保険特別会計予算につきまして詳細説明はありますか。

古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） それでは令和 6 年度山形村介護保険特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

コロナ禍での事業期間となりました第 8 期介護保険事業計画も、この 3 月末で終了しまして、4 月から第 9 期介護保険事業計画がスタートいたします。

この介護保険制度につきましては、創設から 24 年が経過しまして、介護の現場を取り巻く環境や社会情勢が変化しておりまして、それらを総合的に評価し、今後の目標を基に、この 1 年をかけて、第 9 期介護保険事業計画を策定してまいりました。

第 1 号被保険者の保険料基準額は、基金の保有状況等を鑑みまして、2 期連続での引下げといたしております。また、介護予防生活支援サービス事業の伸びを考慮いたしまして、より現実的な保険給付費となりますように、全体的に算定を行っております。

す。

予算書の181ページを御覧ください。まず令和6年度予算につきましては、歳入歳出ともに、前年当初予算に比べまして、3,702万5,000円減の6億5,262万6,000円を計上しております。

187ページを御覧ください。歳入につきましては、1款の保険料に前年比1,161万円減の1億4,424万6,000円を計上いたしました。そのほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、基準となります補助率等に基づき、算定、積算した額を計上しております。

188ページの歳出でございます。2款の保険給付費に、前年比3,664万9,000円減の6億104万3,000円を計上し、5款の地域支援事業費には、131万円増の3,658万7,000円を計上。第7款の介護サービス事業費には、48万7,000円増の457万9,000円をそれぞれ計上しております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 続きまして、議案第24号、水道事業会計予算につきまして詳細説明はありますか。

宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） それでは、予算書の223ページを御覧いただきたいと思っております。

第2条の業務の予定量でありますけれども、給水戸数を3,350戸、年間総給水量を94万4,000m<sup>3</sup>と見込みました。

第3条の収益的収支でございますけれども、収入は、前年度比で138万8,000円の増となっております。

主な収入として、水道使用料2億743万8,000円を見込んでおります。

支出は、前年度比2,268万7,000円の減でありますけれども、減額の要因としましては、前年度におきましては、ろ過池のろ材の入替え工事を実施しているためであります。

続いて224ページの第4条、資本的収支であります。

歳入では、消火栓工事の一般会計負担金45万8,000円と、南野尻産業団地開発に伴う配水管布設替工事の測量設計に係る一般会計補助金700万円を見込んでおります。支出は、前年度比1,231万7,000円の増となっておりますけれども、建設改良費において、昨年度に比べまして、沈殿池改修に係る測量設計業務委託料等が増額となった

ことが主な要因であります。

以上です。

- 議長（大月民夫君） 続きまして、議案第25号、清水高原簡易水道事業会計予算につきまして詳細説明はありますか。

宮澤建設水道課長。

- 建設水道課長（宮澤寛徳君） 続きまして簡水の関係ですけれども、予算書の245ページを御覧ください。

第2条の業務の予定量でありますけれども、給水戸数は100戸、年間総給水量を1万7,697m<sup>3</sup>と見込みました。

第3条の収益的収支でございますが、収入で総額2,088万円を計上しました。

主な収入として、水道使用量606万3,000円、一般会計補助金で1,069万7,000円を見込んでおります。

支出では、総額1,379万6,000円を計上しました。

主な支出ですが、動力費の電気料で160万円、減価償却費で697万円を計上しております。

続いて、246ページの第4条、資本的収支でございます。

収入では、一般会計補助金として573万6,000円を見込んでおります。

支出では、総額1,282万円を計上しました。

主な支出ですけれども、工事請負費の高区配水池流量計設置工事130万円、企業債元金償還金で1,147万5,000円を計上しております。

以上です。

- 議長（大月民夫君） 次に、議案第26号、下水道事業会計予算につきまして詳細説明はございますか。

宮澤建設水道課長。

- 建設水道課長（宮澤寛徳君） 続いて下水道の関係でありますけれども、予算書の259ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量であります。水洗化人口は8,445人、年間総処理水量を80万7,709m<sup>3</sup>と見込みました。

第3条の収益的収支でございますが、収入は前年度比で1,552万6,000円の増となっております。

下水道使用料は1億7,287万4,000円を見込んでおります。

支出は前年度比で1,126万7,000円の増となっています。

この収入・支出の増は、令和6年度に策定を予定しております下水道事業計画と浄化センター耐水化計画の委託料による増と、それに伴う国庫補助金によるものであります。

続いて260ページの第4条、資本的収支でございます。

収入は前年度比で2,625万2,000円の減となっており、基金廃止に伴う基金取崩収入の減が主な要因です。

また支出は2億1,562万5,000円の減となっておりますが、令和5年度は浄化センター曝気装置更新工事と2系OD槽の耐震化工事が予定されていたためであります。

令和6年度では、浄化センターの非常用発電設備の更新工事で1,000万円を計上しております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 詳細説明が終わりました。

それでは、議案第20号から議案第26号までについて、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案の委員会付託について

○議長（大月民夫君） 日程第34「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第2号から議案第26号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

◎散会宣告

○議長（大月民夫君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議は、これにて閉議し散会といたします。

（午後 2時55分）

---